令和　　年　　月　　日

デイサービスセンター　「えりかの里」

指定通所介護及び指定第１号通所事業

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
通所介護
（岐阜県指定　第２１７２４００１１７号）
第１種通所事業
（関ケ原町指定　第２１７２４００１１７号）
（垂井町指定　　第２１７２４００１１７号）
（大垣市指定　　第２１７２４００１１７号）

当事業所はご利用者に対して指定通所介護サービス及び指定第１種通所事業サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設の利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも利用は可能です。

◇◆目次◆◇

１．事業者 2
２．事業所の概要 2
３．事業実施地域及び営業時間 3
４．職員の配置状況 3
５．当事業所が提供するサービスと利用料金 3
６．苦情の受付について 7
重要事項説明書付属文書 9

１．事業者

（１）法人名　　社会福祉法人　杉和会

（２）法人所在地　　岐阜県不破郡関ケ原町大字今須７８２番地の１

（３）電話番号　　０５８４－４３－３１５５

（４）代表者氏名　　理事長　　若山　宏

（５）設立年月日　　平成９年７月１７日

２．事業所の概要

（１）施設の種類　　指定通所介護事業所

平成１２年４月１日指定　　岐阜県２１７２４００１１７号

指定第１種通所事業

平成３０年４月１日指定　　関ケ原町・垂井町・大垣市指定

２１７２４００１１７号

※当事業所は、特別養護老人ホーム「優・悠・邑」に併設されています。

（２）施設の目的　　デイサービスセンター「えりかの里」が行う指定通所介護及び指定第１種通所事業の適切な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が、要介護状態または、要支援状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（３）施設の名称　　デイサービスセンター「えりかの里」

（４）施設の所在地　　岐阜県不破郡関ケ原町大字今須７８２番地の１

（５）電話番号　　０５８４－４３－３１５７

（６）施設長（管理者）　　（氏名）　若山　宏

（７）運営方針　　デイサービスセンターえりかの里の指定通所介護事業は要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力の有する能力に応じ自立した日常生活上の世話及び機能訓練を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練（生活リハビリ等）を行うことにより、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに精神的負担の軽減を図る。

デイサービスセンターえりかの里の指定第１種通所事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活が営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（８）開設年月日　　平成１２年４月１日

（９）利用定員　　３５名

３．事業実施地域及び営業時間

（１）通常の事業の実施区域

関ヶ原町、米原市、垂井町、大垣市

（２）営業日及び営業時間

営業日	年中無休
サービス提供時間	９時１５分～１７時

※朝食をご利用の場合 400 円、夕食をご利用の場合 470 円を食費としていただきます。

４．職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービス、第１種通所事業を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。特別養護老人ホームとの併設事業になっております。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置状況については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算後の人員数	事業者の指定基準
施設長	1	1
生活相談員	1.4	1.0 以上
介護職員	10.5	利用人数に合わせて変動
看護職員	0.8	1
機能訓練指導員	0.6	－

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
施設長	８：００～１７：００
生活相談員	８：００～１７：００
介護職員	８：００～１７：００
看護職員	状況に合わせて勤務

５．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについては、

（１）利用料金が、介護保険から給付される場合
（２）利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

があります。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第４条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常９割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①通所介護サービス計画の立案

・ご契約者・ご利用者の意向を踏まえた上で、通所介護サービス計画の立案を行います。

②入浴

・入浴、清拭はご利用者の状態に合わせ行います。

・寝たきりの方でも特殊浴槽など、ご利用者の状態に合わせた機器を使用し入浴して頂けます。

③排泄

・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④食事

・管理栄養士（栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご利用者の自立支援のため、離床して食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）朝食 7:30～　昼食 12:00～　夕食 17:30～

⑤健康管理

・看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを原則行うよう配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑦介護保険法で定められている加算

・介護保険法により定められている加算については、事業所として算定要件を満たしているものを加算させていただきます

＜介護保険法で定められている加算＞

個別機能訓練加算	定められている配置条件を満たし、かつ (Ⅰ)機能訓練指導員等が自宅を訪問して個別機能訓練計画を作成して、生活意欲が増進されるよう心身の状況に応じた訓練を行います。 (Ⅱ)機能訓練指導員等が自宅を訪問して個別機能訓練計画を作成して、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り可能な限り自立して暮らし続けられることを目的とした訓練を行います。	(Ⅰ)…46 単位/日 (Ⅱ)…56 単位/日
運動器機能向上加算	定められている配置条件を満たし、かつ運動器の機能向上を目的として要支援者が出来る限り要介護状態にならず、自立した日常生活を営むことができるよう支援していきます。	225 円/月

生活機能向上グループ活動加算	定められている配置条件を満たし、かつ自らが日常の課題に応じて活動が選択できるよう、家事関連活動、通信・記録活動等を行い日常生活に直結したグループ活動（6 人以下）を行います。	100 円/月
若年性認知症受入加算	若年性認知症により、通所介護の利用をされた場合。	60 円/日
認知症加算	定められている配置条件を満たし、かつ認知症高齢者の日常自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が 20/100 以上であること。	60 単位/日
栄養改善加算	定められている配置条件を満たし、かつ低栄養状態のリスク（BMI：18.5 未満、血清アルブミン値：3.5g/dl 以下、食事摂取量不良 75%以下、その他低栄養状態又はおそれ）がある利用者に対して、管理栄養士が中心となって摂食・嚥下機能及び食形態に配慮して栄養改善できるよう支援していきます。	1 回につき 150 単位 要介護…月 2 回を限度とする
口腔機能向上加算	定められている配置条件を満たし、かつ口腔清潔、唾液分泌、咀嚼、嚥下、食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態やおそれのある利用者に対して、口腔機能の向上または維持できるように支援していきます。	1 回につき 150 単位 要介護…月 2 回を限度とする
中重度ケア体制加算	定められている配置条件を満たし、要介護 3 以上の利用者の占める割合が 30/100 以上であること。	45 単位/日
入浴介助体制強化加算	2 名での入浴介助を行い、そのうち 1 名が看護職員であること。	60 単位/日
個別送迎体制強化加算	2 名での送迎を行い、そのうち 1 名が看護職員であること。	210 単位/日
送迎減算	施設での送迎を行わず、ご家族による送迎を行った場合。	－47 単位/日
サービス提供体制加算	(Ⅰ)イ…介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が 50%以上の場合。 (Ⅰ)ロ…介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が 40%以上の場合。 (Ⅱ)…サービスを直接提供する職員の総数に占める 3 年以上の勤続職員の割合が 30%以上	要介護 (Ⅰ)イ 18 単位/日 (Ⅰ)ロ 12 単位/日 (Ⅱ)　6 単位/日

介護職員処遇改善加算	所定の配置などを満たし、基本サービス費・各種加算、減算を加えた総単位数に所定の加算率を乗じた単位数を加算します。	加算率 (Ⅰ)…4.0% (Ⅱ)…2.2% (Ⅲ)…(Ⅱ)の 90/100 (Ⅳ)…(Ⅱ)の 80/100
介護職員等特定処遇改善加算	所定の配置などを満たし、基本サービス費・各種加算、減算を加えた総単位数に所定の加算率を乗じた単位数を加算します	加算率 (Ⅰ)…1.2% (Ⅱ)…1.0%

＜サービス利用料金（１回あたり）＞（契約書第７条参照）

別表の料金表によって、ご利用者の要支援・要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費・居住費の合計金額をお支払ください。加算項目につきましては、加算要件に当てはまる方についてお支払ください。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度により異なります。）

☆ご利用者がまだ要支援・要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いただきます。要支援・要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者・ご利用者が保険給付の申請を行うために必要をなる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条、第７条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食費（日額）　580 円（おやつ代含む）

朝食利用の場合 400 円、夕食利用の場合 470 円をいただきます。

②特別な食事（アルコール類や飲料などの提供も含みます。）

・ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。要した費用の実費をいただきます。

③理髪

・ご契約者・ご利用者の希望により月に１回、岐阜県理容生活衛生同業組合不破支部、日本理美容福祉協会の出張によるサービスをご利用いただけます。

カット	丸刈り	顔そり	カラー	パーマ
1,800 円	1,600 円	1,000 円	3,700 円	3,700 円

・顔そり、カラー、パーマについては日本理美容福祉協会のみのサービス。

④レクリエーション、クラブ活動など

ご契約者・ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動などの余暇活動に

参加していたくことができます。材料費代などの実費がかかる場合はご負担頂きます。
クラブ活動：書道、和紙絵画、喫茶、マッサージなど

⑤複写物の交付

ご契約者・ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担頂きます。1枚につき10円をいただきます。なお、領収書などの再発行につきましても、同様の金額をいただきます。

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日用生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

おむつ代は、普段使用されているものをご持参下さい。（不足分は、次回ご持参下さい。お持ちいただけない場合は、別途請求させていただきます。）

⑦自動会計サービス取扱手数料

ご利用料金の口座引落について、その取扱にかかる手数料をご負担いただきます。

月額94円

（３）利用料金のお支払方法（契約書第７条参照）

前記（１）（２）の料金、費用は、１か月ごとに計算し、ご請求いたしますので、翌月指定日に㈱共立コンピューターサービスもしくは㈱りそな決済サービスを通じ、自動引き落としとさせていただきます。

（４）利用の中止、変更、追加（契約書第８条参照）

○利用予定期間の前に、ご利用者・ご契約者の都合により、指定通所介護サービス、第１種通所事業の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに、担当のケアマネージャーを通じ事業所に申し出てください。

○利用日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日当日の８：３０までに申し出がなかった場合	食費　580円

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者・ご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

６．苦情の受付について

（１）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用の窓口にて受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

施設長　　若山　宏

副施設長　水野　貴子

○受付時間

毎日　９：００～１７：００

（２）行政機関その他苦情受付機関

関ヶ原町役場 住民課福祉係	所 在 地：岐阜県不破郡関ヶ原町関ヶ原 894 番地の 58 電話番号：０５８４－４３－１１１１（代）
国民健康保険団体連合会	所 在 地：岐阜県岐阜市下奈良２丁目２番２号 電話番号：０５８－２７３－１１１１（代） Ｆ Ａ Ｘ：０５８－２７７－０４３１
岐阜県社会福祉協議会	所 在 地：岐阜県岐阜市下奈良２丁目２番１号 電話番号：０５８－２７３－１１１１（代） Ｆ Ａ Ｘ：０５８－２７５－４８４８

デイサービスセンター「えりかの里」の指定通所介護サービス、第１種通所事業の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者：デイサービスセンター「えりかの里」

職名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、デイサービスセンター「えりかの里」の指定通所介護サービス、第１種通所事業提供開始に同意しました。

契約者：

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

利用者：

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

重要事項説明書付属文書

１．事業所の概要

（１）建物の構造　　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上２階

（２）建物の延べ床面積　377.75 ㎡

（３）その他　主な設備

設備の種類	数	面積	一人あたりの面積
食堂兼機能訓練室	1	111.00 ㎡	3.7 ㎡
一般浴槽	1	33.2 ㎡	－
特殊浴槽	1（2 台設置）	33.0 ㎡	－
脱衣場	1	33.0 ㎡	－
トイレ （汚物処理室）	3（1）	42.3 ㎡	－

２．契約締結からサービス提供までの流れ

（１）ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針にていては、「居宅サービス計画」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第３条参照）

①当事業所の介護支援専門員（ケアマネージャー）に通所介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

↓

②その担当者は通所介護計画の原案について、ご契約者・ご利用者に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

↓

③通所介護計画は、居宅サービス計画が変更された場合、もしくはご契約者及びご利用者の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、ご契約者及びご利用者と協議して通所介護計画を変更します。

↓

④通所介護計画が変更された場合には、ご利用者・ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

（２）ご契約者に係る「居宅サービス計画」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合

○居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
○通所介護計画を作成し、それに基づきご利用者にサービスを提供します。
○介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦全額お支払いただきます。（償還払い）

↓

居宅サービス計画の作成

↓

○作成された居宅サービス計画に沿って、通所介護計画を変更し、ご利用者にサービスを提供します。
○介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いただきます。

②要介護認定を受けていない場合

○要介護認定の申請に必要な支援を行います。
○通所介護計画を作成し、それに基づきご利用者にサービスを提供します。
○介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦全額お支払いただきます。（償還払い）

要支援、要介護を認定された場合

↓

○居宅サービス計画を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

↓

居宅サービス計画の作成

自立と認定された場合

↓

○契約は終了します。
○既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

↓

○作成された居宅サービス計画に沿って、通所介護計画を変更し、それに基づきご利用者にサービスを提供します。
○介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いただきます。

３．サービス提供における事業者の義務（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご利用者の生命、身体、財産の安全･確保に配慮します。

②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。

③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、５年間保管するとともに、ご利用者又は契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

④ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑤ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。

⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご契約者等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者又はご契約者の同意を得ます。

４．サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。）

（１）施設・設備の使用上の注意（契約書第 12 条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者･ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（２）喫煙・飲酒

事業所敷地内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

ライター、マッチについては職員管理とさせていただきます。

医師の許可を得て、お酒を飲んでいただくことができます。

５．損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

６．サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の２日前までにご利用者・ご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 16 条参照）

①ご利用者が死亡した場合
②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を経閉鎖した場合
④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥ご利用者・ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご利用者・ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 17 条、第 18 条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者・ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
②ご利用者が入院された場合
③ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

①ご利用者・ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

②ご利用者・ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

③ご利用者・ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。